

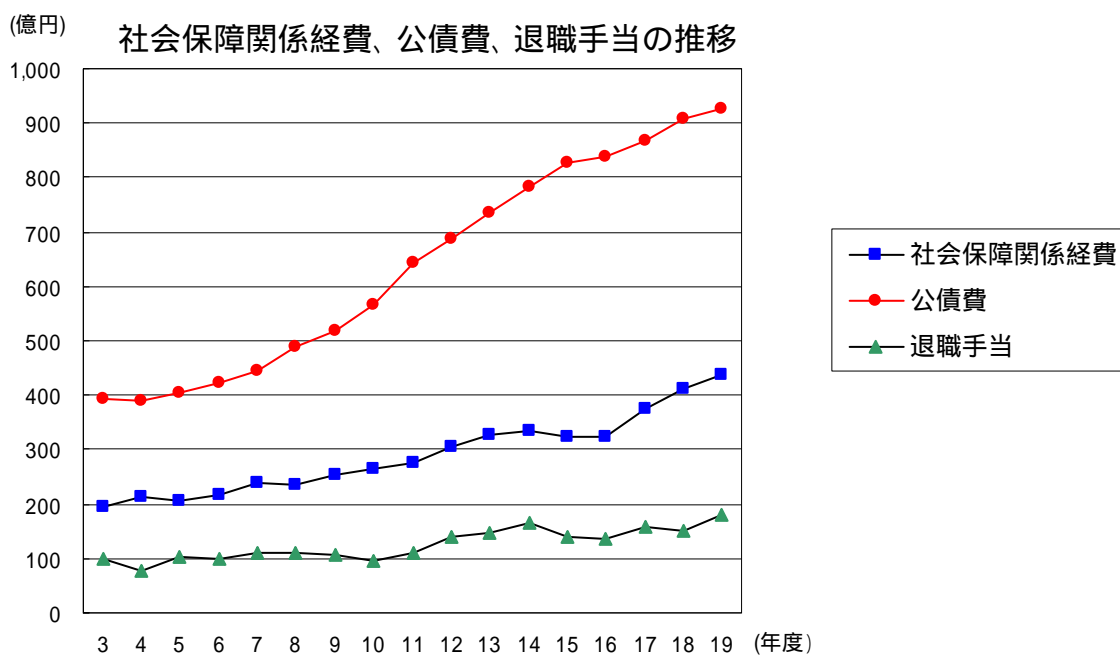
今後の財政見通しはどうなりますか。

1 厳しさ続く地方財政

平成20年度の地方財政計画では、前述のとおり「地方再生対策費」が創設されましたが、平成16年度の実質交付税の大幅削減を補いきれるものではなく、また、政府の「経済財政改革の基本方針2007」（骨太の方針2007）において、「歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う」こととされており、地方財政全体の歳出の抑制基調は変わっていません。また、地方財政制度の仕組み上、県税収入が伸びても、臨時財政対策債を含めた実質交付税が減少することになり、地方財政は引き続き厳しい状況が続くこととなります。

2 急増する公債費負担に加え、社会保障関係経費や退職手当も増高

これまで発行した県債の償還費である公債費が急増し、財政の大きな圧迫要因となっています。これに加え、高齢化社会の進展により医療・介護関連経費などの社会保障関係経費も、三位一体の改革による県事業の市町移管などの制度改正分を除けば、確実に増加してきています。そして、これらの経費は今後も大きく伸びることが見込まれます。また、平成19年度からは、団塊の世代の職員の大量退職により退職手当も急増しています。



(注1) 公債費は、借換債充当公債費、特定資金公共投資事業債、繰上償還を除いたものです。

(注2) 平成19年度は決算見込額です。

3 今後数年間で巨額の収支不足が発生

こうした財政状況を踏まえ、平成18年10月に「財政の中期見通し」を作成し、平成19年度から平成23年度までの財政収支を見積もりました。

一定の仮定のもとでの機械的な試算ですが、特段の対策を取らない自然体を見積もりだと、5年間累計で1,170億円程度の収支不足となります。

これに対して、今後特に急激な増加が見込まれる退職手当や公債費の平準化対策として、退職手当債の発行や公債費の償還期間の延長を実施すると、5年間累計で740億円程度まで圧縮できるものの、依然巨額の収支不足が見込まれます。

財政の中期見通し・当面の対策後(H19~23)

		(単位:億円)						当面の 対策額
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	
歳入	税・交付税等	3,380	3,380	3,410	3,420	3,430	3,460	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(180) 退職手当債の 発行</div>
	国庫支出金	630	640	640	640	640	640	
		(0)	(50)	(50)	(30)	(20)	(30)	
	県債	510	590	570	530	520	530	
	その他	590	600	580	580	580	580	
	計	5,120	5,220	5,200	5,170	5,170	5,210	
歳出	職員費	1,600	1,640	1,620	1,600	1,580	1,580	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(250) 公債費の償還 期間の延長</div>
	うち退職手当	130	180	180	160	150	160	
	投資的経費	1,230	1,310	1,240	1,210	1,210	1,210	
	維持補修費	20	20	20	20	20	20	
	一般行政経費	1,420	1,460	1,500	1,520	1,550	1,580	
	うち社会保障関係経費	430	460	480	500	520	540	
		(0)	(20)	(30)	(50)	(70)	(80)	
	公債費	910	940	970	970	980	980	
計	5,170	5,360	5,340	5,310	5,330	5,370		
収支不足額(-)		(0)	(70)	(80)	(80)	(90)	(110)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">収支不足額累計 (430) 740</div>
		50	140	140	140	160	160	

(注1) 決算見込みベースでの試算です。

(注2) 10億円単位で端数処理を行ったため、内訳が計に一致しない場合があります。

(注3) 平成18年度の税・交付税等のうち核燃料税は38億円です。

(注4) 一定の仮定のもと機械的に試算したものであり、今後の社会経済情勢や地方財政対策等の動向により異動を生じます。

(注5) 上段()書きは、当面の対策効果額を表します。

<退職手当債の発行（180億円）>

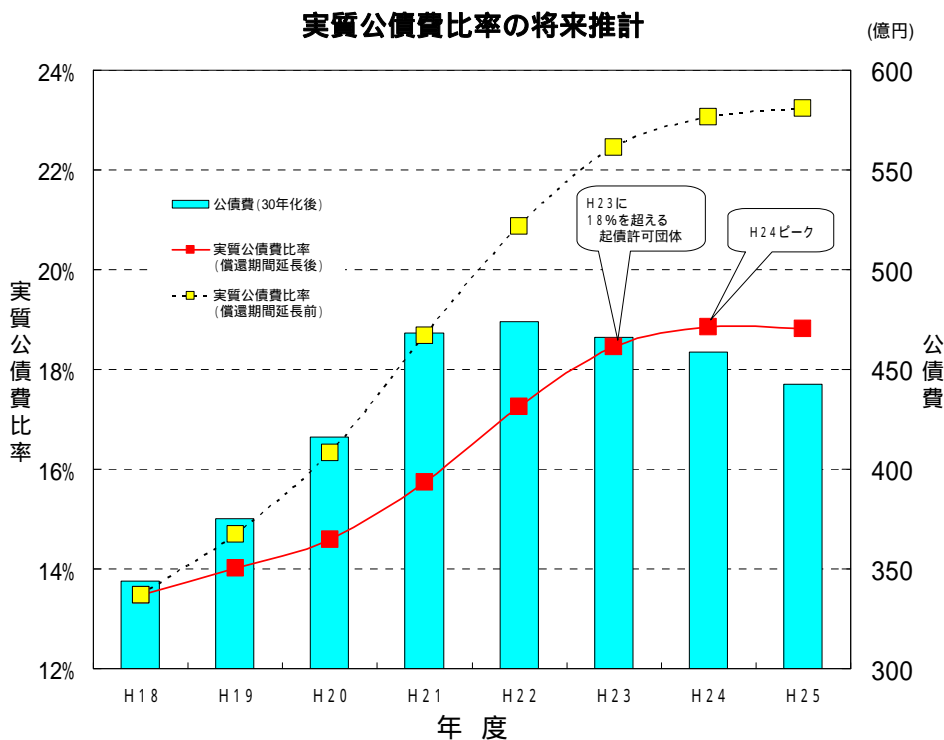
団塊の世代の大量退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、定員・人件費適正化計画を定め、総人件費の削減に取り組む団体について、平年度ベースの標準的な退職手当額を上回る額について、許可により発行が認められる起債で、平成27年度までの特例措置。平成18年度を上回る額全額について発行できるものと仮定して試算。

<公債費の償還期間の延長（250億円）>

銀行等引受債は、原則20年償還で借入れているが、今後は、公債費の平準化を図るため、施設等の耐用年数も考慮し、原則30年償還で借入れるものとする。これに合わせ、既に発行した分についても、借換時に償還期間を延長し、トータルで30年償還とするもの。

4 実質公債費比率も大幅に悪化

また、実質公債費比率については、下のグラフにお示ししたとおり、「財政の中期見通し」をベースに現時点で将来推計をいたしました。この結果、公債費の償還期間の延長（20年→30年）等により、公債費の負担の平準化に努めているものの、平成23年度には、県債の発行に国の許可が必要（起債許可団体）となる18%のラインを突破する見通しとなっています。



起債許可団体への転落を防止し、新長期構想の実現といった今後の財政需要に備えるためにも、更なる対策を講じ、自立的かつ持続可能な行財政基盤を確立することが急務です。そのためにも、「石川県行財政改革大綱2007」に基づき、引き続き歳入の確保や職員費の削減、一般行政経費・投資的経費の抑制など歳出全般にわたる聖域なき見直しを行うことが必要となっています。

財政健全化法とは？

夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぎ、県や市町村の財政を健全化することを目的として、従来の地方財政再建促進措置法に代わり、昨年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が成立しました。

地方公共団体の財政破たんとは、財政状況が悪化し、赤字などがある一定の基準を超えた状況（従来の法律では「財政再建団体」、新たな法律では「財政再生団体」と呼んでいます。）を言います。財政が破たんすると、国の関与のもと、税金や公共料金を引き上げる一方、住民サービスを切り詰めるなど、住民の方々の生活に大きな影響を及ぼすことになります。

従来の法律は、都道府県の場合、普通会計（一般会計と一部の特別会計）の赤字額が標準財政規模の5%以上になるといきなりレッドカードが出て「財政再建団体」となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また公営企業会計などにいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

今回の財政健全化法は、「早期健全化」（イエローカード）と「財政再生」（レッドカード）の2段階で財政悪化をチェックするとともに、公営企業会計なども合わせた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

【従来の財政再建法と財政健全化法との比較表】

	従来の財政健全化法	財政健全化法
再建の仕組み	いきなり財政再建団体(レッドカード)となり、その前に健全化を図る段階がありません。	財政再生団体(レッドカード)の前に、早期健全化団体(イエローカード)の段階が設けられました。
財政の状況を計る対象	地方公共団体の本体だけが対象で、公営企業(下水道・病院など)・一部事務組合・第三セクターなどの経営状況は考慮されません。	地方公共団体の本体に公営企業・一部事務組合・第三セクターなども加えて判断するようになりました。
財政の状況を計る方法	単年度の現金収支(フロー)のみです。	単年度の現金収支(フロー)に加えて、過去からの累積(ストック)に基づく基準ができました。

健全度の判断方法は？

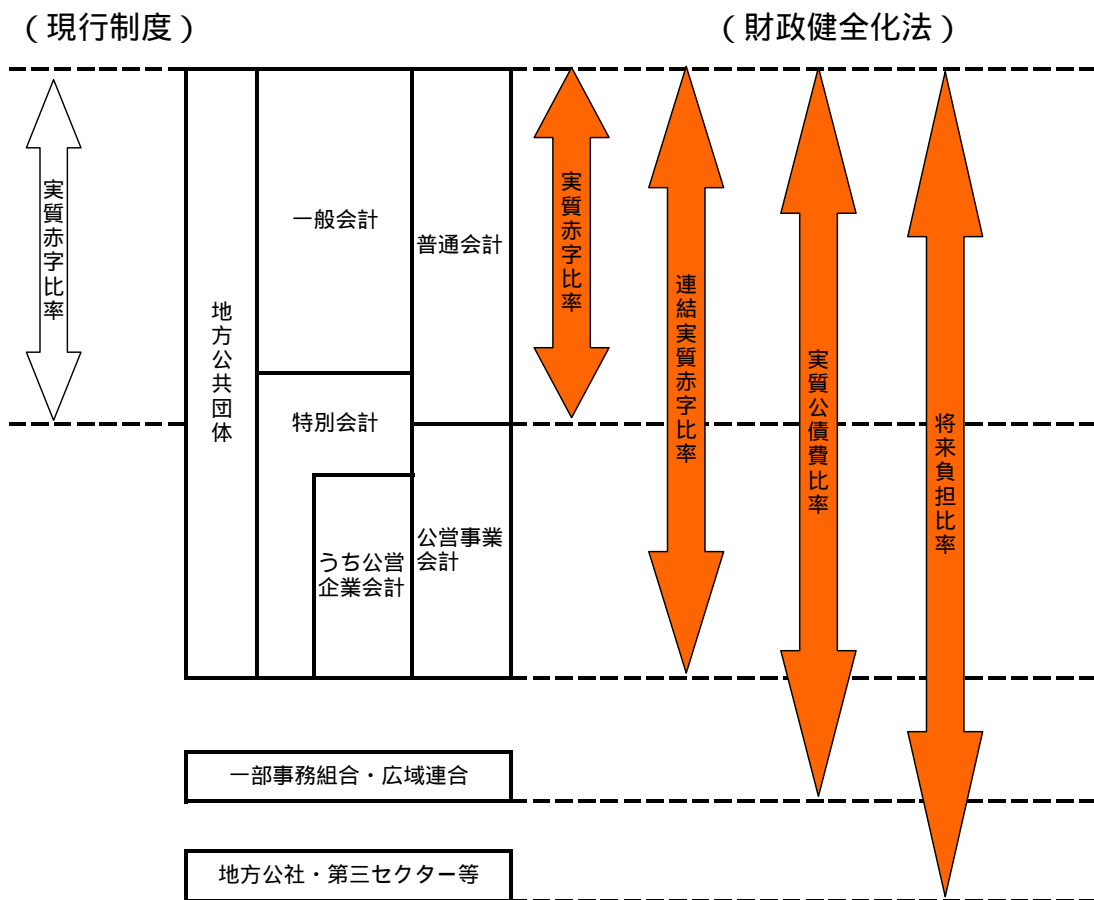
次の4つの比率のいずれかが早期健全化基準()を超えると「早期健全化団体」に、それより悪い財政再生基準()を超えると「財政再生団体」となります。

- (1) 実質赤字比率：普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合()：3.75%、()：5%)
- (2) 連結実質赤字比率：全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合()：8.75%、()：15%()
- (3) 実質公債費比率：全会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合()：25%、()：35%)
- (4) 将来負担比率：全会計等が将来負担する可能性のある債務(借金等)が標準財政規模に占める割合()：400%、()：なし)

(注) 上記の率は都道府県の場合です。

() 連結実質赤字比率の財政再生基準については、経過的にH21、22が25%、H23が20%となっています。

健全化判断比率等の対象について



早期健全化団体や財政再生団体になると？

早期健全化団体や財政再生団体は、それぞれ、議会の議決を受けて財政健全化計画や財政再生計画を策定、公表するとともに、その実施状況を毎年度議会へ報告し公表することになります。

また、財政再生団体は、財政再生計画の策定に当たっては、議会の議決のほか、総務大臣の同意を受ける必要があります（同意がない場合は災害復旧事業等を除き地方債の起債ができません。）。さらに、財政再生計画どおりに実施していない場合は、総務大臣が予算の変更を勧告できるなど、国がより強く関与することになります。

今後のスケジュールは？

健全化を判断する比率は平成19年度決算から公表(平成20年度中)することとなっています。また、平成20年度決算からは比率の公表と併せて、基準を超える地方公共団体に財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務付けられる(平成21年度中)こととなります。